

【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】
訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運営業務委託 仕様書

1 目的

活発な訪日旅行需要を滋賀県への誘客に迅速に繋げることおよび、滋賀県での宿泊を含む訪日ツアー参加者の旅行動態や属性に加え、同ツアーを手掛ける旅行エージェント(以下、「AGT」という。)および国内ランドオペレーター(以下、「LOP」という。)を特定することで効果的かつ効率的な訪日誘客施策の推進を図るため、滋賀県内に宿泊滞在する旅行を企画した旅行企画に係る経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 委託業務の名称

訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局運営業務

3 業務委託期間および契約期間(詳細別紙A参照)

(1) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

(2) 契約期間

第1期 契約締結の日から令和8年3月31日(火)

第2期 令和8年4月1日(水)から令和9年3月19日(金)

4 業務概要

(1) 補助金交付事務

本県への宿泊を含む訪日ツアーを催行する者に対し、補助金を支払う。詳細は下記の通りとする。補助金の交付については、当仕様書のほか今後委託者が定める「訪日ツアー向け宿泊助成事業補助金交付要綱」や事業者向けの「募集要領」等に定めるところし、現時点の交付要綱案および募集要領案は別紙に示す。

ア 補助対象者

日本国内に事業所等(※1)を有する旅行業法に基づく旅行者(※2)または旅行サービス手配業者(※3)かつ、下記イ補助対象事業に定める要件を満たす訪日ツアーの催行に係る各種手配業務の一環として、本県での宿泊手配を行い、宿泊施設から宿泊施設利用証明書を得ることができる事業者(以下「事業者」という。)とする。(300程度の事業者に周知を行い、50程度の事業者が参画することを想定。)

(※1)事業所等…支店、営業所、その他事業実施主体が認められるもの

(※2)旅行者…旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行者

(※3)旅行サービス手配業者…旅行業法第23条の規定に基づく登録を受けた旅行者。LOP。

イ 補助対象事業

下記(ア)～(ウ)の条件を満たす訪日ツアーを対象事業とする。

(ア)本県での宿泊を含み、令和8年5月中下旬※以降に催行を開始し令和9年1月31日(日)までに終了するもの(※具体的な開始日は今後調整し決定する。)

(イ)1ツアーあたりの参加者数が4名以上であるもの

(ウ)外国籍を有し、かつ現に国外に居住している者が参加者の過半数を占めるもの

ウ 補助金の交付額

補助金額は、次の(ア)および(イ)を合算した額とする。

(ア) 訪日ツアー参加者数と本県での宿泊日数に2,500円を乗じた額

(イ) 対象となるツアーが県内で2泊以上し、かつ県内観光周遊のために一般旅客自動車運送事業を営む者が運行する貸切車両(観光バス、タクシーおよびハイヤー)を利用する場合、以下のいずれかの額

① 県内で2泊する場合、貸切車両1台あたり7万円に利用台数を乗じた額

② 県内で3泊以上する場合、貸切車両1台あたり10万円に利用台数を乗じた額

エ 補助金支払いまでの手続きの流れ

(ア) 事業者は、別に定める日(令和8年4月中。今後調整し決定する。)までに事務局に対し手続き用WEBページから事業参画申し込みを行う。

(イ) 事務局は、参画申し込みが適正である場合は、申し込みのあった事業者あてにエントリー承認通知を電子メール等で送付する。

(ウ) 事業者は、事業実施後14日以内までに、手続き用WEBページから実績報告兼交付請求書および添付書類を事務局に提出する。

(エ) 事務局は、実績報告兼交付請求書の提出を受けたときは、内容を審査し、委託者に審査結果を提出する。委託者は、審査結果を確認し、適正な報告の提出に対し補助金の交付決定および額の確定を行い、事務局経由で通知する。

(オ) 事務局は、適正な実績報告兼交付請求書の提出を受けた翌月15日までに補助対象事業者に対し補助金を支払う。

(2) 訪日ツアー参加者の旅行動態や属性等の分析・今後の訪日誘客施策の検討に関する調査報告書の作成

当事業の補助を受けた訪日ツアーに係る旅行動態や参加者の属性等を分析し報告書を作成すること。作成にあたっては、日本政府観光局(JNTO)による海外市場別の分析等も踏まえ、本県の今後の効果的かつ効率的な訪日誘客施策の検討に資する内容とすること。また、報告書には当事業に参画したAGTおよびLOPの概要(得意とする市場等)や連絡先等についても可能な限り記載すること。

5 委託業務の内容

(1) 補助金交付事務

ア 事務局の設置運営

- ・参画申込みの受付開始（令和8年4月中を予定）までに、本業務を実施する事務局を設置し、事業者からの参画申込みや実績報告兼交付請求書の受付や、記載内容及び添付書類等について、十分な審査を行うことができる体制を整えること。
- ・人員配置に当たっては、事務局運営業務内容全般を統括する業務統括責任者1名を置くこと。業務統括責任者は訪日ツアー催行に関し十分な知識を持つ者であること。
- ・必要となる会場・備品（消耗品を除く）の調達については、リースまたはレンタルで対応し、費用は受託者負担とする。

イ 手続き用WEBページの設置

- ・事業の実施にあたり、事業者が参画申込みや実績報告書類を提出できる手続き用WEBページを参画申込みの受付開始（令和8年4月中を予定）までに設置し、適切に運用・管理すること。

ウ 申込み等の受付・形式審査等

（ア）参画申込みの受付および形式審査

- ・参画申込みについて、記載内容チェックリスト（任意様式）を作成・使用し、内容の形式審査を実施すること。
- ・形式審査の結果、申込みに不備がある場合は、事業者に対し修正や再提出依頼等の連絡調整を行うこと。
- ・参画申込みの募集にあたっては、受付件数、各申込者名および連絡先等を記録した報告書を作成し、募集期間終了後速やかに委託者に報告すること。
- ・申込みに関する台帳（参画事業者の名称、住所、実績報告日、補助金申請額、申請ツアー内容、交付決定および額の確定額、補助金支払額、振込日等を記録。以下「台帳」という。）を作成すること。
- ・参画申し込み期間については令和8年4月中を想定しているが、予算の状況により追加で参画募集を行う可能性がある。

（イ）補助金予算執行状況等の報告

- ・補助金予算の執行状況については適宜委託者へ報告を行うこと。また、参画事業者に今後のツアー催行見込み等を聞き取りとるなどし、予算の適切な管理に努めること。

（ウ）実績報告兼交付請求書および証明書類等の審査

- ・実績報告書類について、書類の不足や記入不足がないか確認を行うこと。
- ・報告書類と証明書類を照らし合わせ、内容に誤りがないか確認を行うこと。
- ・形式審査の結果、不備がある場合は、事業者に対し、修正や再提出依頼等の連絡調整を行うこと。

（エ）通知の送付

- ・委託者が、実績報告に対し交付決定および額の確定を行った場合は、事務局から対象者に対し通知すること。

（オ）不正受給防止の措置

- ・補助金の不正受給の疑いがあると認めた場合には、速やかに委託者に報告すること。
- ・その他、必要な不正受給防止の措置を講じること。

エ 事業者等からの問合せ対応

- ・電子メール等により、事業者等からの問い合わせに対応できる体制を構築すること。

- ・事業者からの制度内容、申請方法、添付書類、書類不備の修正方法等の問い合わせに対して、原則として3日以内に回答すること。また、丁寧に対応すること。
- ・事務局開設期間中は、事業者からの問い合わせに対応するため、専用のメールアドレスを取得すること。
- ・問い合わせ内容で疑義が生じた場合は、委託者との協議の上で対応すること。

オ 広報・啓発業務等

- ・有力AGTおよび国内LOP（300程度を想定）を整理し、本制度の周知を行うこと。
- ・周知対象事業者については、一般社団法人日本旅行業協会の「ツアーオペレーター品質認証制度認証会社一覧」や一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会会一覧、東京都等の自治体が公表している旅行業法登録業者リスト等を参考に、本事業の目的を鑑みて候補者を受託者において調査し、委託者と相談の上決定すること。
- ・周知方法については、一斉メールの送付や委託者の訪日旅行者向け滋賀県観光サイトに事業案内の掲載、対象事業者への個別連絡する等とする。

(2) 訪日ツアー参加者の旅行動態や属性等の分析・今後の滋賀県のインバウンド誘致施策の検討に資する調査報告書の作成

- ・様式は任意とし、構成等の詳細についてはあらかじめ委託者と調整を行ったうえで作成すること。

6 成果品の提出

成果品については、次のとおり作成し、委託者に提出すること。

(1) 内容

- ア 第1期の成果を示す報告書等 2部
- イ 実施結果報告書 2部
- ウ 訪日ツアー参加者の旅行動態や属性等の分析・今後の滋賀県のインバウンド誘致施策の検討に資する調査報告書 2部
- エ 事業費精算書 2部
- オ その他本業務の実施に係る資料 一式（データによる。形式は委託者が別途指定する。）

(2) 納期

- ア 令和8年3月31日（火）
- イ～オ 令和9年3月19日（金）

(3) 納入場所

公益社団法人びわこビジターズビューロー 海外誘客部
 （所在地：滋賀県大津市打出浜 2-1 「コラボしが21」 6階）

7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、委託者に帰属する。
- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、受託者が承諾

したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができることとする。

- (3) 受託者は、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定すること。
- (5) (1)～(4)内の規定は、本業務を再委託した場合においても適用する。受託者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

8 補助原資について

- (1) 委託料とは別に補助金原資は最大 61,000,000 円とし、委託者は執行状況に応じこれを複数回に分けて受託者が準備する専用の口座に振り込むこととする。
- (2) すべての業務を完了するまで、委託者から振込まれた補助金原資を専用の口座において適切に管理することとし、受託者の補助金支払い以外への流用は一切禁じる。
- (3) 本業務終了後、委託者から支払を受けた補助金原資に残額が生じた場合は、委託者に返納すること。
- (4) 委託者から支払を受けた補助金原資に関し預金利子が生じた場合は、当該預金利子に相当する額を委託者に返還すること。

9 その他

- (1) 本委託業務の開始時に、本委託業務の責任者及び業務を実施する者全員の名前や担当名等を記載した体制図を委託者に提出すること。
- (2) 本委託業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。また、帳簿および全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本委託業務終了後、委託者に引き継ぐこと。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障がいや事故については、大小に関わらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例および規則等を順守すること。受託者は、本履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。

訪日ツアー向け宿泊助成事業補助金 交付要綱(案)

(通則)

第1条 公益社団法人びわこビズターズビューロー(以下、「ビューロー」という。)が実施する訪日ツアー向け宿泊助成事業補助金の交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下、規則という。)を準用するほか、この要綱(以下、要綱という。)に定めるところによる。

(目的)

第2条 ビューローは、活発な訪日旅行需要を滋賀県への誘客に迅速に繋げることおよび、本県での宿泊を含む訪日ツアー参加者の旅行動態や属性に加え、同ツアーを手掛ける旅行エージェント(以下、「AGT」という。)および国内ランドオペレーター(以下、「LOP」という。)を特定することで効果的かつ効率的な訪日誘客施策の推進を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、滋賀県内に宿泊滞在する旅行を企画した旅行企画に係る経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 日本国内に事業所等(※1)を有する旅行業法に基づく旅行者(※2)または旅行サービス手配業者(※3)かつ、要綱第4条に定める要件を満たす訪日ツアーの催行に係る各種手配業務の一環として、本県での宿泊手配を行い、宿泊施設から宿泊施設利用証明書を得ることができる事業者(以下「事業者」という。)とする。

(※1)事業所等…支店、営業所、その他事業実施主体が認められるもの

(※2)旅行者…旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行者

(※3)旅行サービス手配業者…旅行業法第23条の規定に基づく登録を受けた旅行者。LOP。

(補助対象事業)

第4条 次の(1)～(3)の条件を満たす訪日ツアーを対象事業とする。

(1)本県での宿泊を含み、令和8年5月●日(●)以降に催行を開始し令和9年1月31日(日)までに終了するもの

(2)1ツアーあたりの参加者数が4名以上であるもの

(3)外国籍を有し、かつ現に国外に居住している者が参加者の過半数を占めるもの

2 また、以下に該当する場合は、この助成金の対象としない。

(1)次のいずれかに該当する者(暴力団等)

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(4) 事務局が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(5) 国または地方公共団体の助成を受けて実施するツアー

(補助金の交付額)

第5条 補助金額は、次の(1)および(2)を合算した額とする。

(1) 訪日ツアー参加者数と本県での宿泊日数に2,500円を乗じた額

(2) 対象となるツアーが県内で2泊以上し、かつ県内観光周遊のために一般旅客自動車運送事業を営む者が運行する貸切車両(観光バス、タクシーおよびハイヤー)を利用する場合、以下のいずれかの額

ア 県内で2泊する場合、貸切車両1台あたり7万円に利用台数を乗じた額

イ 県内で3泊以上する場合、貸切車両1台あたり10万円に利用台数を乗じた額

(事業参画申し込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局(以下、「事務局」という。)に対し事業参画の申し込み手続きを行い、参画について承認を得るものとする。

(実績報告兼交付請求)

第7条 前条の承認を得た者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して14日以内までに、補助対象事業の実績を事務局に報告しなければならない。

2 前項の報告をするにあたり、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 ビューローは、補助金の交付を受けた団体が参画手続きまたは実績報告等において虚偽の記載をしたときは補助金の決定を取り消し、既に交付した補助金の一部または全部を返還させることができるものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 事業者は、補助対象事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに事務局に報告しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を事務局に返還しなければならない。

(検査等)

第10条 ビューローおよび事務局は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告もしくは必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の交付決定および額の確定)

第11条 事務局は、補助対象者から第7条の実績報告兼交付請求を受けたときは、内容を審査する。

2 ビューローは、前項の審査結果を確認し、適正と認められる場合は補助金の交付決定および額の確定を行い、事務局を経由して通知する。

(帳簿等の整理)

第12条 補助対象者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

訪日ツアー向け宿泊助成事業 募集要領(案)

【事業主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

【事務局】

訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局

【対象ツアー】

令和8年5月●日～令和9年1月31日（日）に催行されるツアー
（詳細は次頁以降参照のこと）

【参加方法】

① 訪日ツアー向け宿泊助成事業WEBページから事前エントリー

○アドレス

(●●)

○エントリー期間

令和8年4月●日(●)～令和8年4月●日(●)

※エントリー期間終了後の追加募集は、今後の予算の執行状況によります。追加募集がある場合は、上記サイト等にて告知いたします。

○問合せ先

訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局

(メールアドレス)

② ツアー催行後、訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書を提出(電子申請)

○サイトアドレス

(●●)

○申請期間

令和8年5月●日(●)～令和9年2月15日(月)

※対象ツアーの本県での最終宿泊日から2週間以内に申請してください。

○問合せ先

訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局

(メールアドレス)

(1) 目的

訪日ツアーを手掛ける旅行業者が滋賀県を宿泊地とする訪日ツアーを造成することを促進し、滋賀県の外国人旅行者数および外国人宿泊者数の増加につなげるため、公益社団法人びわこビズターズビューローより県内に宿泊滞在する訪日ツアーを手掛ける旅行会社および旅行サービス手配業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(2) 補助対象者

以下、①②のいずれかの条件に加え、③の条件を満たす者とします。

- ①日本国内に事業所等（※1）を有する旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行業者
 - ②日本国内に事業所等（※1）を有する旅行業法第23条の規定に基づく登録を受けた旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）
 - ③下記（3）の条件を満たす訪日ツアーの催行に係る各種手配業務の一環として、本県での宿泊手配を行い、宿泊施設から宿泊施設利用証明書を得ることができる者（※2）（※3）
- ※1 事業所等・・・支店、営業所、その他事業実施主体が認められるもの
- ※2 同一ツアーに係る各種手配業務を複数社で行う場合であっても、宿泊手配を行う者のみが上記③の要件を満たす者とします。
- ※3 ツアーに参加する海外居住者が本県での宿泊時に、複数施設に分散して宿泊する場合、それぞれの宿泊施設で宿泊施設利用証明書を得ていただく必要があります。

(3) 対象ツアー

次の①～③の条件を満たす訪日ツアーを対象事業とします。

- ①本県での宿泊を含み、令和8年5月●日（●）以降に催行を開始し令和9年1月31日（日）までに終了するもの
- ②1ツアーあたりの参加者数が4名以上であるもの
- ③外国籍を有し、かつ現に国外に居住している者が参加者の過半数を占めるもの

(4) 請求できる補助金額

下記①と②を合算した額とします。現時点では1社あたりの上限額を定めておりませんが、予算の状況により、今後、期間中の1社あたり上限額を設定する可能性があります。また、予算の状況により、請求額満額をお支払いできない可能性があります。

① 1人泊あたり2,500円

※2,500円に海外を居住地とする訪日ツアー参加者数と本県での宿泊日数を乗じた額

- ② 県内観光周遊のため貸切車両（観光バス、タクシーおよびハイヤー）を利用した場合、貸切車両1台あたり2泊で70,000円あるいは3泊以上で100,000円

(例) LOP いろは社が本事業に協力し、以下の訪日ツアーを催行した場合

【ツアーA】

- ・ツアー参加者 13人
- ・本県の宿泊施設1箇所での1泊
- ・ハイヤー2台利用

① 2,500円×13人×1泊=32,500円（13人泊）

② 1泊のため該当せず

→ 補助金請求可能額 32,500円

【ツアーB】

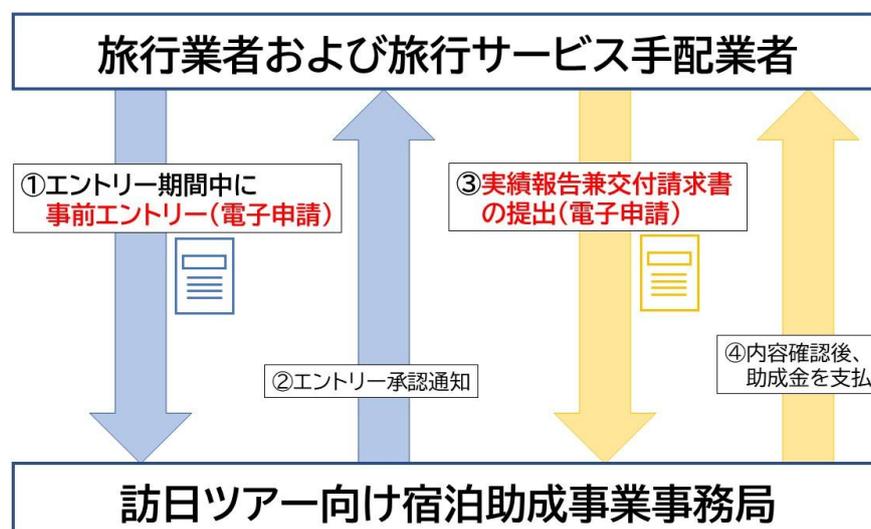
- ・ ツアー参加者 20人
- ・ 本県の宿泊施設2箇所各1泊（合計2泊）
- ・ 県内観光周遊のため、貸切バス1台利用（※）
- ① $2,500円 \times 20人 \times 2泊 = 100,000円$ （40人泊）
- ② 2泊のため $70,000円 \times 1台$
- 補助金請求可能額 ① $100,000円 + ② 70,000円 = 170,000円$

※ 貸切車両は、行程の途中で車両を変更しても、実働台数を利用台数とします。（例：ツアー催行のためバス1台を運行し、ツアー行程の途中で車両を1回変更した場合でも、2台ではなく1台とカウントします。）

(5) 補助金の算出ならびに支払に係る留意事項

| 項目 | 留意事項 |
|----------------|--|
| ① ツアー参加者人数 | 4人以上で、ツアー参加者の過半数が外国籍かつ海外在住であること |
| ② ツアー動態等 | 訪日後の全旅程、ツアー手配依頼元である旅行業者名および同社所在国名等を訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書に記入し、添付書類と併せて事務局あて提出すること。 |
| ③ ツアー参加者属性 | ツアー参加者の居住地、人数などを記入した宿泊施設利用証明書を宿泊施設に提示し、宿泊証明を得た上で、訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書と併せて事務局あて提出すること。 |
| ④ 宿泊要件 | 滋賀県内のホテル、旅館等の宿泊施設（※）に1泊以上宿泊すること。 ※旅館業法に規定する旅館業を営む施設で提供される宿泊 |
| ⑤ 貸切車両に対する補助要件 | 県内に2泊以上し、かつ県内周遊のため一般旅客自動車運送事業を営む者が運行する貸切車両（観光バス、タクシーおよびハイヤー）を利用した場合、車両の行程および車両数が分かる書類を訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書と併せて提出すること。 |
| ⑥ 対象外 | 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者（暴力団等）が発注する旅行 等 |

(6) 補助金支払までの流れ



(7) 事務手続き

①期限・手続き等について

| | 訪日ツアー催行前 | 訪日ツアー催行後 |
|---------|---|--|
| 必要な手続き | 訪日ツアー向け宿泊助成事業手続き用WEBページから事前エントリー | 訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書・添付資料を提出（※1） |
| 手続き方法 | 電子申請 （WEBアドレス） | 電子申請 （WEBアドレス） |
| 手続期限 | 令和8年4月●日（●）～令和8年4月●日（●） | 令和8年5月●日（●）～令和9年2月15日（月） 対象ツアーの本県での最終宿泊日から <u>2週間以内</u> に提出するようにしてください。（※2） |
| 事務局対応 | 事務局において、内容を確認し、適正なものと認められれば、エントリー承認通知を送付。 | 内容を確認し、適正なものと認められれば、補助金の支払いを行います。 |
| 補助金支払時期 | — | 訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書提出日の <u>翌月15日頃</u> （※3） |
| 書類提出先 | 訪日ツアー向け宿泊助成事業事務局 | |

※1 ツアー1件ごとに訪日ツアー向け宿泊助成事業実績報告書兼補助金請求書・添付資料を提出する必要があります。

※2 期限内に提出がない場合、補助金を支払うことができない可能性がありますので、ご注意ください。

※3 書類に不備等があり、確認に時間を要した場合、補助金の支払いが遅れる可能性があります。

(8) エントリー者の義務

本事業に協力いただく際には、以下のことに注意してください。

- ①本事業の完了検査のため、実地検査を行うことがあります。
- ②経理等の証拠書類は整理し、本事業終了後5年間保存してください。

(9) その他

- ①本事業の事務において、疑義が生じた場合には資料提出を追加で求める場合があります。
- ②本募集要領や関係規程に定める規定に違反する行為がなされた場合や、記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- ③行政が行う政策変更等の影響により、予告なく本事業を中止する場合があります。
- ④補助金の交付については、当要領のほか、訪日ツアー向け宿泊助成事業補助金交付要綱の定めるところによる。
- ⑤当事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し実施しております。